

情報提供

那医発第 470 号
令和4年 11月 18日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 平良直人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「電子処方箋管理サービスの運用について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第 1 2 4 3 号 F

令和 4年 11月 15日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉
(情報システム)



電子処方箋管理サービスの運用について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

オンライン資格確認のインフラを利用した全国的な仕組み「電子処方箋管理サービス」が国により構築され、令和5年1月より運用が開始される予定となっております。

それに先駆けて、10月31日から、全国4ヵ所において、試行的運用の位置づけであるモデル事業も開始されております。このような状況の変化を受け、既存のガイドラインを廃止し、新たに「電子処方箋管理サービスの運用について」が取りまとめられた旨の内容となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【電子処方箋の意義】

日本医師会としては、紙の処方箋を電子化すること自体は、あまり意義を感じるものではないと考えております。しかし、この仕組みにより処方情報が電子化・一元管理されることにより、調剤結果の閲覧など医療機関と薬局の連携が促進され、重複投薬の防止にもつながるとの考えから、推進に協力しております。

また、政府の検討会においては、本システムを導入・利用することで医療機関の日常業務の負担増とならないよう、現場の医師の意見を聴取、尊重しながら構築すべきであると、検討段階から一貫して主張しております。

【医師資格証のご案内】

医療機関が電子処方箋を運用するためには、オンライン資格確認の導入、電子カルテ等のシステム改修、医師の HPKI カードの取得等が必要になります。

このうち HPKI カードについては、日医が発行する「医師資格証」を日医会員であれば無料で取得・利用できますので、未取得の先生方は是非申請いただきますようお願い申し上げます。(非会員は、発行時及び5年ごとの更新時にカード発行の実費負担が必要)。

【医師資格証新規お申込みページ (日本医師会電子認証センター)】

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

【システム事業者の状況】

現在、電子カルテやレセコンのメーカーが、電子処方箋に対応するための開発を行っております。現時点では、医療機関と直接やり取りする地域のシステム事業者の大半が、医療機関からの問い合わせやシステム改修の発注に対応できる状態まで至っておりませんので、厚生労働省に、事業者の状況を確認し、逐次情報開示をするよう申請しております。状況が分かり次第、改めてご案内申し上げます。

【電子処方箋に関するオンライン説明会「利用申請開始！はじめよう、電子処方箋」】

YouTube 配信 <https://www.youtube.com/watch?v=kfC568mSGZg>

● 電子処方箋管理サービスの運用について

(令和4年11月4日 (日医発第1541号 (情シ) (技術)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp